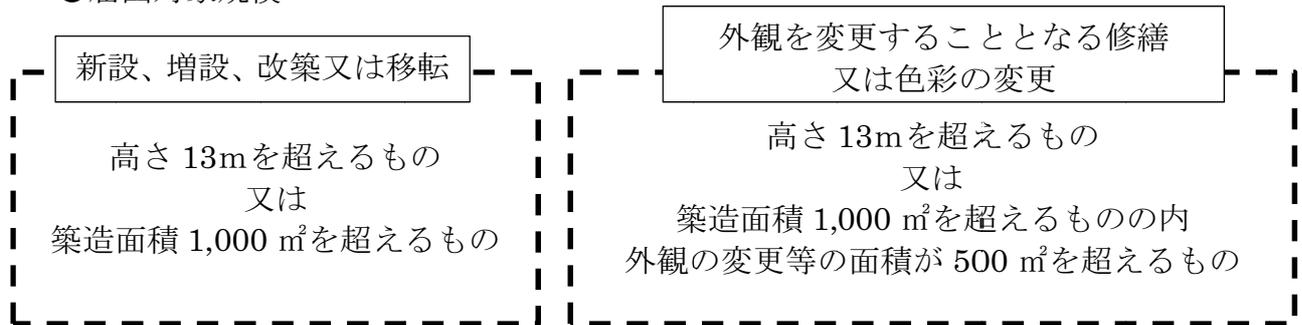


太陽光発電事業に関する 景観法に基づく届出制度について

太陽光発電施設の新設、増設、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更のうち、次の届出対象規模に該当する場合は、景観法に基づく届出が必要です。

●届出対象規模



●提出書類

- ・ 景観計画区域内における行為届出書【第5号様式】
- ・ チェックシート
- ・ 位置図
- ・ 配置図
- ・ 立面図
- ・ 現況写真

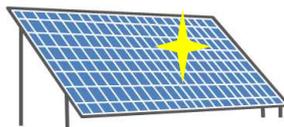
代理人が届出を行う場合は、委任状が必要です。

景観計画区域内における行為届出書、チェックシート、委任状については
四日市市のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページ (<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu69109.html>)

●注意事項

- ・ 太陽光パネルの配置は、威圧感を与えないよう工夫して
いますか？
- ・ 植栽するなど、緑化をおこなっていますか？
- ・ 周囲の景観と調和した色彩となっていますか？



●問い合わせ先

四日市市 都市整備部 都市計画課

TEL 059-354-8272 FAX 059-354-8404

E-mail1 toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp

